

審査委員会規程

(目 的)

第1条 この規程は、当法人物品助成規程第6条第3項に基づき、審査委員会の組織、運営等の具体的事項につき定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程における用語の意義は、この規程において特に定めるものを除くほか、物品助成規程の定めるところによる。

(審査委員会の設置)

第3条 当法人に、申請者を助成対象者とするか否かを審査することを主な任務とする審査委員会を設置する。

(委員の選任、選考基準)

第4条 審査委員会の委員（以下「審査委員」という。）は、次の各号に掲げる基準を充たす者の中から理事会の決議により選任し、理事長が委嘱する。

- ① 外部有識者等である個人であること。
- ② 当法人の助成事業の趣旨に賛同し、同事業に係る分野について、相当の知見と経験を有する者であること。
- ③ 申請者の審査について、公正かつ十分な評価能力を有する者であること。
- ④ この規程及び物品助成規程その他当法人の諸規程を遵守し、審査の過程で知り得た内容及び個人情報につき他に漏らさないことを誓約する者であること。

(定員、任期)

第5条 審査委員は、5名以内とする。

- 2 審査委員の任期は、選任後2年間とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠又は増員により選任された審査委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 審査委員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(委員長及び副委員長)

第6条 審査委員会には、審査委員長（以下「委員長」という。）1名及び必要に応じて審査副委員長（以下「副委員長」という。）2名以内をおくこととし、これらは審査委員のうちから互選により選任する。

- 2 委員長は、審査委員会開催時の議長となり、会務を統括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があったとき又は欠けたときは、委員長が予

め指名した順序によって、その職務を代行する。

(開 催)

第7条 審査委員会は、審査委員会において別に定める毎月一定の日、その他必要に応じて、委員長が招集して開催する。この場合において、委員長は、審査委員に対し、予め、議題、日時、場所その他必要な事項を通知しなければならない。

2 審査委員会は、委員総数の半数以上の委員が出席しなければ開催することができない。ただし、議題につき、書面をもって予め意見を表明した審査委員は、出席者とみなす。

3 審査委員会の議事は、出席した審査委員の過半数をもって決する。

4 委員長は、必要があると認めるときは、審査委員会の招集を行わず、書面をもって審査委員の意見を求めることにより、委員会の議決に代えることができる。この場合においては、委員長はその結果について、各審査委員に報告しなければならない。

5 審査委員は、自己が申請者又はその関係者である場合その他議案につき特別の利害関係を有する場合は、当該議案の審議及び議決に加わることができない。

6 審査委員会は、原則として非公開とする。ただし、委員長は、適当と認める者に対して、参考人としての出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(議事録)

第8条 委員会の審議については、その経過及び結果を記録した議事録を作成する。

(報 告)

第9条 委員長は、審査結果を一定の期間内に文書をもって理事会に報告するとともに、理事会の要請あるときは、理事会に出席して、その審査理由を説明しなければならない。

(報 酬)

第10条 審査委員には、審査委員会に出席の都度、理事長が別に定める額の報酬を支給することができる。

(改 廃)

第11条 この規程を改廃する場合は、理事会の決議を経て行う。

(細 則)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年12月1日より施行する（令和2年12月1日理事会議決）。